

資料 10-1 (日中系)	H21. 9. 29 (午前)
障害福祉サービス等に係る 事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

強度行動障害者(短期入所)市単加算事業について

目的(要綱第1条)

強度行動障害児者の短期入所の支援を行う施設に対して、生活支援員等の加配を行う等、利用者に対して適切な指導・訓練等を実施するために必要な経費の一部を助成することにより、利用者の安全の確保及び保護者の負担の軽減並びに施設の経営基盤の安定を図ることを目的とする。

定義(要綱第2条)

○指定短期入所事業所

障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づき、法第29条に規定する指定障害福祉サービス事業者(民間設置者に限る。)が行う法第5条第8項に定める短期入所に係る事業所をいう。

○市町村審査会

法第15号に規定する介護給付費等に係る障害程度区分に関する審査・判定を行う審査会をいう。

○障害程度区分

障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害者等の心身の状態を総合的に示すものとして法第21条で定める区分をいう。

対象事業所(要綱第3条)

対象事業所

千葉県内において設置運営する指定短期入所事業所とする。

対象事業所の要件（要綱第4条）

対象施設等の要件

次に掲げる要件のうち、（1）及び（2）を満たし、（3）又は（4）のいずれかを満たすものとする。

- （1）居室は原則として個室とする。ただし、個室が確保できない場合は、居室を単独で使用する。
- （2）強度行動障害児者の診療に相当の経験を有する医師の協力体制を確保すること。



or



（3）強度行動障害児者への理解と経験を有する職員を1名以上配置すること。

（4）行動改善室、観察室等の行動障害の軽減のための各種指導、訓練等を行うために必要な設備を確保すること。

助成の対象者（要綱第8条）

当該事業における助成金の対象者は、要綱第8条に規定する障害児者とする。

イ 認定調査票における調査項目中、6-3-イ、6-4-イ、7のツ及び7のナから7のフまでの行動に関する項目並びにてんかん発作の頻度（以下「行動関連項目」という。）について、別表1に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上の障害児者

かつ

ロ 別表1の行動関連項目の欄の区分7のツから7のフまでのうち2点と算出区分が1以上ある障害児者

ハ 千葉市が認定し、法第22条に基づく支給決定を行った障害児者

助成額（要綱第9条）

対象者1人あたり日額4,720円

対象者の確認（要領3）

対象者の確認については、次のとおりとする。

（1）障害者

支給決定の際に行う障害程度区分認定調査に基づき、認定調査票における行動に関連する調査項目を、要綱別表1に当てはめて算出することにより認定する。対象者の支給決定を行った区（保健）福祉サービス課が行うものとする。

（2）障害児

障害者に準じ、認定調査票における行動に関する調査項目を、要綱別表1に当てはめて算出することにより認定する。対象者の支給決定を行った区（保健）福祉サービス課が行うものとする。

結果（要領3）

（1）調査結果通知書

区（保健）福祉サービス課より、事業者に調査結果通知書を交付する。
対象事業所が障害者自立支援課に助成申請する場合は、この調査結果通知書（写）を添付すること。

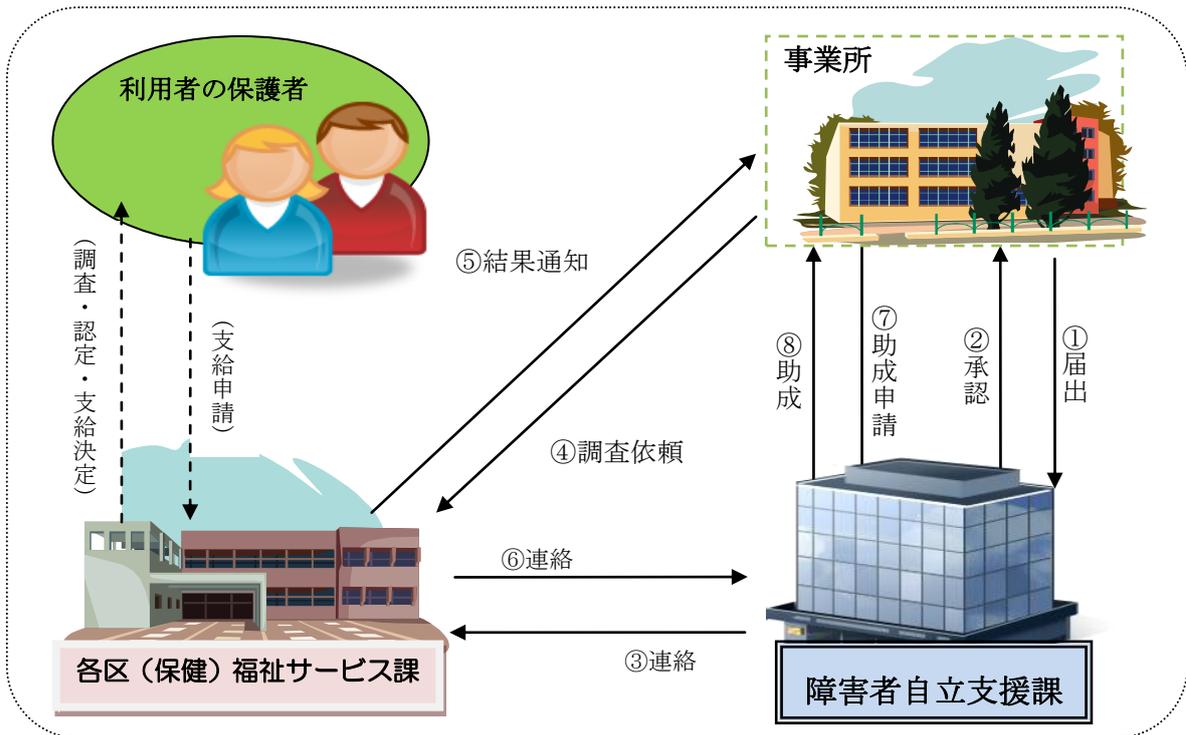
（2）有効期限

当該事業の対象者としての認定があった日から、障害程度区分認定の有効期間までとする。

実施時期（要綱附則）

平成21年4月1日より実施

強度行動障害（短期入所）市単加算事業の流れ



【流れの概要】

- ① 事業所より障害者自立支援課へ実施の届出
- ② 障害者自立支援課より事業所へ承認の通知
- ③ 障害者自立支援課より各区（保健）福祉サービス課へ承認した旨を連絡
- ④ 事業所より各区（保健）福祉サービス課へ調査依頼
- ⑤ 各区（保健）福祉サービス課より事業所へ調査結果通知書を交付
- ⑥ 各区（保健）福祉サービス課より障害者自立支援課へ調査結果通知書を交付した旨を連絡
- ⑦ 事業所は、結果通知を添えて、障害者自立支援課へ助成金の申請
- ⑧ 障害者自立支援課は、事業所へ通知し助成金を支払う

別表 1

行動関連項目	0点	1点	2点
6-3-イ 本人独自の表現方法を用いた意思表示について	1. 独自の方法によらずに意思表示ができる	2. 時々、独自の方法でないと意思表示できないことがある	3. 常に、独自の方法でないと意思表示できない 4. 意思表示ができない
6-4-イ 言葉以外のコミュニケーション手段を用いた説明の理解について	1. 日常生活においては、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いなくても説明を理解できる	2. 時々、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いないと説明を理解できないことがある	3. 常に、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いないと説明を理解できない 4. 言葉以外の方法を用いても説明を理解できない
7のツ 食べられないものを口に入れることが	1. ない 2. ときどきある	3A. 週1回以上	3B. ほぼ毎日
7のナ 多動又は行動の停止が	1. ない 2. 希にある 3. 月に1回以上	4. 週に1回以上	5. ほぼ毎日
7のニ パニックや不安定な行動が	1. ない 2. 希にある 3. 月に1回以上	4. 週に1回以上	5. ほぼ毎日
7のヌ 自分の体を叩いたり傷付けたりするなどの行為が	1. ない 2. 希にある 3. 月に1回以上	4. 週に1回以上	5. ほぼ毎日
7のネ 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為が	1. ない 2. 希にある 3. 月に1回以上	4. 週に1回以上	5. ほぼ毎日
7のノ 他人に突然抱きついたり、断りもなく物を持ってくること	1. ない 2. 希にある 3. 月に1回以上	4. 週に1回以上	5. ほぼ毎日(ほぼ外出のたび)
7のハ 環境の変化により、突発的に通常と違う声を出すことが	1. ない 2. 希にある 3. 週に1回以上	4. 日に1回以上	5. 日に頻回
7のヒ 突然走っていなくなるような突発的行動が	1. ない 2. 希にある 3. 週に1回以上	4. 日に1回以上	5. 日に頻回
7のフ 過食、反すう等の食事に関する行動が	1. ない 2. 希にある 3. 月に1回以上	4. 週に1回以上	5. ほぼ毎日
てんかん発作の頻度が	1. 年に1回以上	2. 月に1回以上	3. 週に1回以上